

## 船舶事故調査報告書

平成31年3月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年9月14日 07時00分ごろ
発生場所	北海道浦河町荻伏漁港南方沖 荻伏港南防波堤灯台から真方位180° 7.6海里（M）付近 （概位 北緯42° 04.4′ 東経142° 39.5′）
事故の概要	漁船第十八富士丸は、操業中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年9月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八富士丸、9.7トン HK2-21514（漁船登録番号）、個人所有 13.85m(Lr)×3.63m×1.45m、FRP ディーゼル機関、502kW、平成11年3月23日 第200-32461号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成29年3月23日 （平成35年2月25日まで有効） 甲板員 男性 36歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年3月7日 免許証交付日 平成27年3月27日 （平成33年3月6日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、海水温度 約19℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、いか釣り漁の目的で、平成30年9月14日05時20分ごろ北海道新ひだか町三石漁港を出港し、漁場に向かった。 船長は、操舵室左舷側の椅子に腰を掛けて、リモコンで操船に当た

	<p>り、06時40分ごろ荻伏漁港南方沖の漁場に到着し、魚群探知機やソナーでいかの反応を見ながら、西方に向けて約3ノットの対地速力で前進したり、主機を中立運転としたりしながら航行した。</p> <p>甲板員は、まだ、いか釣れていなかったため、操舵室左舷後方に置いていたプラスチック製の台に前方を向いて腰を掛け、左後方の柱に少し左に傾くように寄り掛かって休んでいた。</p> <p>船長は、07時00分ごろいかの反応があったので、船首を風に立てて操業する目的で、右舵約25°を取り、クラッチを中立にして惰力で右旋回を開始したところ、落水する音がしたので、左舷後方の開いていた出入口から船尾方を見たところ、船尾から20～25mのところ、甲板員が泳いでいるのを認めた。</p> <p>船長は、右舵を取ったまま主機を後進として甲板員に接近し、漁業用無線で僚船に救助要請をして、操舵室左舷側に取り付けていた救命浮環を甲板員に投げ渡し、その後、係留用ロープの先端に輪を作って投げ渡した。</p> <p>甲板員は、投げ渡された救命浮環に右腕を通してロープを掴み、船長が、本船の傍まで甲板員を引き寄せたものの、船上には引き揚げられなかった。</p> <p>船長は、2人乗り組みの僚船が救助に来たので、甲板員の引き揚げを依頼し、僚船が、07時11分ごろ甲板員を船上に引き揚げたものの意識不明の状態であったので、心肺蘇生をしながら荻伏漁港まで搬送し、その後、救急車で病院へ搬送されたが、医師により死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船(左舷側)、写真2 本船(右舷側)、写真3 プラスチック製の台 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、操業中、船長が操船に当たり、甲板員が、操舵室前方の作業場に集まってくる釣りたいかを発泡スチロールの箱に詰めたり、切れた糸の取り換えを行っていた。</p> <p>船長は、甲板員が落水するのを見ていなかったため、どうして落水したのかは分からなかった。</p> <p>船長は、甲板員が操舵室左舷後方の台に腰を掛けていたのは、外が見え、かつ、操舵室内の船長の動向が見えるからだろうと本事故後に思った。</p> <p>甲板員は、甲板作業にかかる前だったので、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p>

	<p>本船は、荻伏漁港南方沖を魚群探索しながら西進中、船首を風に立てて操業するつもりで惰力により右旋回を開始したところ、甲板員が、操舵室左舷後方に置いたプラスチック製の台に腰を掛けていたことから、左舷側の開口部から落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、僚船により引き揚げられたとき、意識がなかったため、落水して溺死したものと考えられるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、救命胴衣を着用していれば、溺水を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、荻伏漁港南方沖を魚群探索しながら西進中、船首を風に立てて操業するつもりで惰力により右旋回を開始したところ、甲板員が、操舵室左舷後方に置いたプラスチック製の台に腰を掛けていたため、左舷側の開口部から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>船長は、本事故後、本船の落水するおそれがある両舷各2箇所に、落下防止用の柵を取り付けた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲板上では、常時、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・落水するおそれのある場所で休憩しないこと。</li> <li>・落水するおそれのある場所には、落下防止対策を講じておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

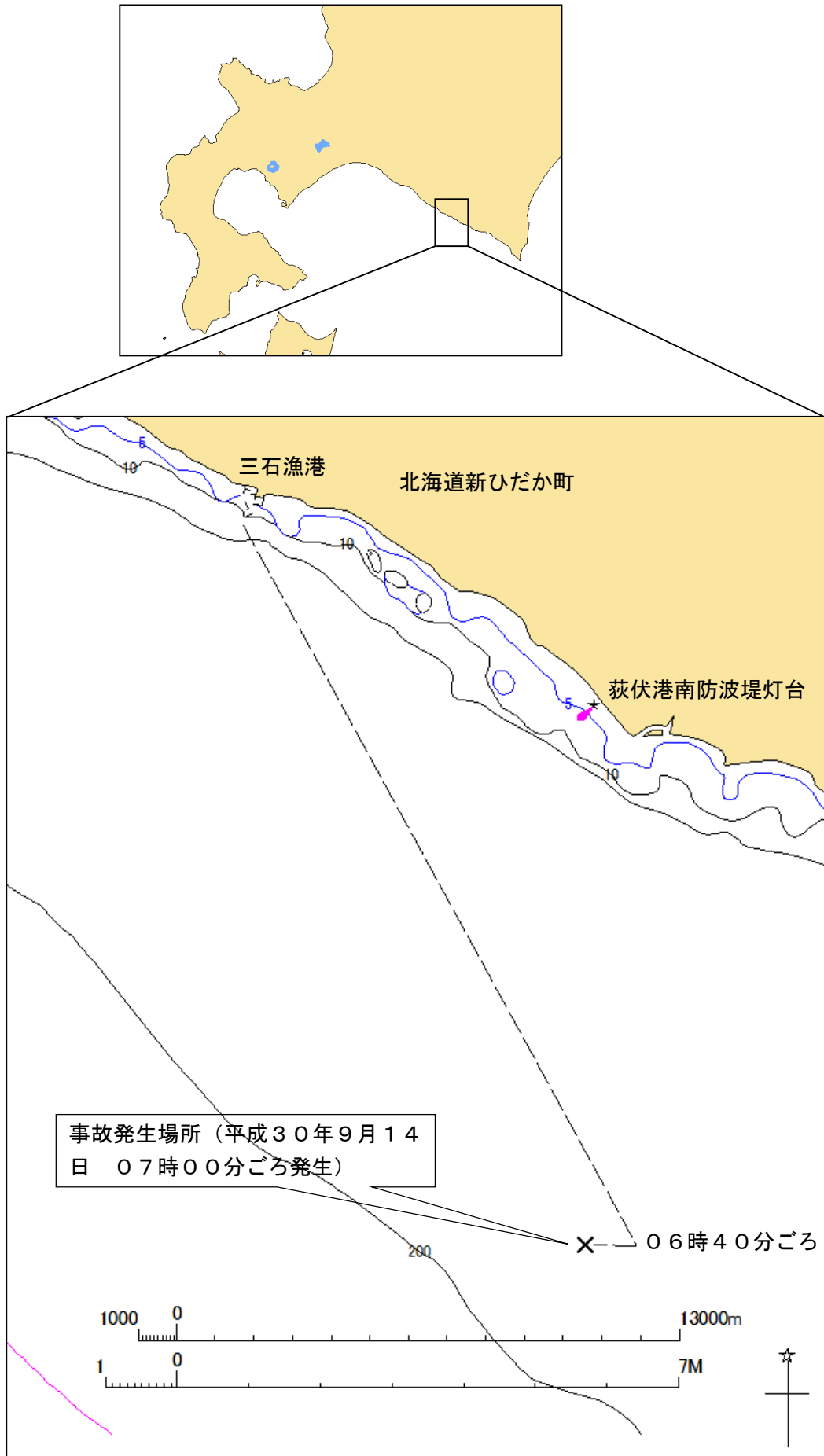


写真1 本船（左舷側）



写真2 本船（右舷側）



写真3 プラスチック製の台

